

前橋市興行場法施行条例の改正について（議案第78号）

衛生検査課

1 改正の理由

興行場の利用者の利便性及び快適性の向上のため、興行場の構造設備の基準を改める。

2 主な内容

- (1) 男性用便器と女性用便器の数の比率は、男性及び女性がそれぞれ便所の利用に要する時間、興行場を利用する男性及び女性の比率等を考慮したものとする。
- (2) 喫煙室を設ける場合は、興行場の出入口から極力離して設けることとし、たばこの煙が喫煙室以外の施設に流入しない構造であることとする。
- (3) 空気調和設備の技術的な進歩を考慮し、当該設備の換気能力の基準を緩和する。

3 施行期日

平成28年7月1日